

# 株式会社メディア工房 定款

東京都港区赤坂四丁目2番6号

株式会社 メディア工房

代表取締役 長沢 一男

# 定款

## 第1章 総則

### 第1条 (商号)

当社は、株式会社メディア工房と称し、英文名ではMedia Kobo , Inc . と称する。

### 第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) コンピュータソフトの製作及び販売
- (2) 電気通信事業法による通信事業者の代理店業務
- (3) 情報通信システムに係る機器及び装置類の販売
- (4) ニューメディアに関するシステム開発及び販売
- (5) ニューメディアに関するコンサルティング業務並びに経営コンサルティング業務
- (6) コンピュータの利用による情報の提供
- (7) デジタルコンテンツ (テキスト、音声、静止画、動画) の企画、制作、加工、販売及び賃貸並びに配信に関するコンサルティング
- (8) インターネット等のネットワークを利用した情報提供サービス、配信サービス及び広告・宣伝サービス
- (9) インターネット等のネットワークを利用した情報提供サービス、配信サービス及び広告・宣伝サービスに関する技術開発及びこれに関するシステムの開発、制作、設置及び技術指導
- (10) 旅行業法に基づく旅行業者代理業旅行業
- (11) 旅行業
- (12) 芸能タレント、占い師、音楽家、映画監督、脚本家、演出家、スポーツ選手、文化人等の育成並びにマネジメント業
- (13) 音楽、映画、演劇、演芸、講演の制作並びにその請負と興行
- (14) 風水鑑定、占い鑑定の請負
- (15) ラジオ、テレビ放送番組、コマーシャルフィルム、コマーシャルソングの企画、制作、請負、販売及び著作権事業
- (16) CD、ビデオ、DVD等の映像、音声ソフトの企画、制作、貸与、販売及び著作権事業
- (17) 不動産リフォーム
- (18) 書籍、楽譜等出版物の企画、制作及び販売並びにこれらの管理、運営
- (19) キャラクター商品の企画、販売並びに権利の管理

- (20) 健康食品及び特定保健用食品の企画、開発及び販売
- (21) 宝石、貴金属及び日用雑貨、ペット用品並びに食料品の販売
- (22) 通信販売業務
- (23) 各種イベント、セミナー、講習会の企画、立案及び実施
- (24) 宣伝、広告事業
- (25) 損害保険の代理業及び生命保険の募集に関する業務
- (26) 不動産の売買、交換、貸借、仲介、所有及び管理
- (27) 水質処理装置、空気環境調和設備機器、消臭器等の環境機器、装置類及び医薬部外品の販売
- (28) 化粧品、衣料品、アクセサリ等装身具の輸入、卸売、販売
- (29) 化粧品、衣料品、アクセサリ等装身具の販売に関するコンサルティング業務
- (30) 新商品の開発、企画、立案及びコンサルティング業務
- (31) 販売促進のためのコンサルティング業務
- (32) 企業の業務提携に関するコンサルティング業務
- (33) 医療用器具、美容健康機械器具及び関連する機械器具の開発、製造、販売及び輸出入
- (34) スポーツクラブ、カルチャーセンター及びフェイスクア、ボディケア、メイクアップに関する複合サロン及び単独サロンの経営
- (35) レコーディングスタジオ、レッスンスタジオの運営
- (36) 労働者派遣事業
- (37) コンピュータ機器及び周辺機器、半導体及び磁気記録媒体製造装置、精密機械、ファクシミリ・電話回線等の電気通信機器に取り付ける安全対策用免震、耐震装置の販売
- (38) コンピュータ情報産業における保守業務
- (39) 貸金業
- (40) 携帯電話機、簡易携帯電話機等の移動体通信機器及び携帯情報端末の販売、並びにそれらの周辺機器、付属品の販売
- (41) 古物の販売業
- (42) 広告業務の企画、代理店業
- (43) インターネットを利用した宿泊施設、観光施設、飲食店等の予約の代理、媒介又は取次業務
- (44) 旅行用品、民芸品、水産物、食料品、清涼飲料水、乳製品、酒類、医薬品及び日用雑貨の販売及び輸出入業務
- (45) 生命保険及び少額短期保険の募集、契約締結の代理及び媒介に関する業務
- (46) ホテル、飲食店の経営
- (47) テーマパーク並びにアミューズメント及びアメニティ施設の経営
- (48) 観光地の開発及び観光施設に関する事業
- (49) 健康保養施設の開発、運営に関する事業
- (50) 美容を含む医療情報の調査及び提供並びに健診・検診、検査等の斡旋に関する事業

- (51) 結婚式場、披露宴会場、貸衣装のコンサルタント業務並びにブライダル関連物品の斡旋及び販売
- (52) 国内外におけるマーケティングリサーチ及びフィージビリティスタディの支援並びに経営情報の調査、収集及び提供
- (53) 映像、音楽、ゲーム等のコンテンツの企画、制作、及び記録媒体の製造、卸、販売並びに輸出入業務
- (54) 航空運送事業
- (55) 海上運送事業
- (56) 自動車運送事業
- (57) 両替業
- (58) 資金決済に関する法律に基づく資金移動業
- (59) 割引クーポンの販売
- (60) 商品券・プリペイドカードの発行及び販売並びに取り次ぎ事業
- (61) 前各号に付帯する一切の業務

### 第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都港区に置く。

### 第4条（機関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

### 第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

### 第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、45,200,000株とする。

### 第7条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

#### 第8条（単元未満株主についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することが出来ない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

#### 第9条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同上第1項に定める市場取引により自己の株式を取得することが出来る。

#### 第10条（株主名簿管理人）

- 1 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株式名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備えおきその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

#### 第11条（株式取扱規則）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

#### 第12条（召集）

当会社の定時株主総会は、毎年11月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

#### 第13条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年8月31日とする。

#### 第14条（招集権者及び議長）

- 1 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### 第15条（電子提供措置等）

- 1 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第16条（議決権の代理行使）

- 1 株主は当社の議決権を有するほかの株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

#### 第17条（決議の方法）

- 1 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

## 第4章 取締役及び取締役会

#### 第18条（員数）

当社の取締役は、10名以内とする。

#### 第19条（選任方法）

- 1 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 2 取締役の選任については、累積投票によらない。

#### 第20条（任期）

- 1 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
- 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期満了までとする。

#### 第21条（代表取締役及び役付取締役）

- 1 取締役会はその決議によって代表取締役若干面を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長および専務取締役並びに常務取締役若干名を定めることができる。

#### 第22条（取締役会の招集権者及び議長）

- 1 取締役会は、法令に月段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
- 2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序に従い、ほかの取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### 第23条（取締役会の招集通知）

- 1 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役及び監査役全員の同意があるときには、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

#### 第24条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役の決議があったものとみなす。

#### 第25条（取締役会規定）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。

#### 第26条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

#### 第27条（取締役の責任免除）

- 1 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

#### 第28条（員数）

当社の監査役は、5名以内とする。

#### 第29条（選任方法）

監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### 第30条（任期）

- 1 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

#### 第31条（常勤監査役及び議長の選任）

- 1 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定し又は解職する。
- 2 監査役会は、その決議によって監査役の中から議長を定める。

#### 第32条（監査役会の招集通知）

- 1 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

#### 第33条（監査役会規定）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。

#### 第34条（補欠監査役の予選の効力）

補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始のときまでとする。

#### 第35条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

#### 第36条（監査役の責任免除）

- 1 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 会計監査人

### 第37条（会計監査人の責任免除）

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 7 章 計算

### 第38条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までの 1 年とする。

### 第39条（剰余金の配当）

剰余金の期末配当は、毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者にたいして行う。

### 第40条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年 2 月末日の最終株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

### 第41条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払い期間開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。

## 附則

### 第1条

- 1 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。
- 2 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれ

れか遅い日後にこれを削除する。

以上